

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2022

月刊

中小企業レポート

12

No.553

長野県中小企業団体中央会



特集1

第74回中小企業団体全国大会が長野県で開催されました

特集2

日本型インボイス制度の導入と今後の対応

地域の魅力をプロデュース。



蓼科高原 パラクラ イングリッシュガーデン

明日のわたしにボーナス

2022年12月1日(木)～2023年1月13日(金)



◀詳しくはこちらをご覧ください。

ご預金のお預入れ・資産形成のご相談は

 **けんしん** / BANK



知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2022

12

No.553

- 2 **特集1**
第74回中小企業団体全国大会が
長崎県で開催されました
- 6 **特集2**
日本型インボイス制度の導入と
今後の対応
- 10 **中央会インフォメーション**
- 14 **ズームアップ！組合の魅力発見**
協同組合長野アークス
- 15 **生産性革命と挑戦**
有限会社穀平味噌醸造場
- 16 **わが社の経営戦略**
有限会社ホテルニューステーション
- 17 **市町村のイチオシ！**
北相木村
- 18 **ITコーディネーターによるDX理解講座**
PPAPやっていませんか？



〈表紙写真〉大禅の滝

北相木村役場から県道を10分ほど進み、左折後さらに10分ほど山道を進むと駐車場に到着します。そこから遊歩道をおよそ10分歩いていくと見えてきます。夏はマイナスイオンたっぷりの中で涼しみながら滝を堪能でき、冬は自然の雄大さを感じさせる氷柱を見ることができます。ぜひ、今年の冬が30mの氷柱となっているのか確認しに来てください。

特集1

第74回中小企業団体全国大会が 長崎県で開催！

“つながる ひろげる 連携の架け橋”

～希望の未来 中小企業「光」を結集～



11月10日、長崎県長崎市の「出島メッセ長崎」にて第74回中小企業団体全国大会が開催されました。小林洋司厚生労働審議官、平田研長崎県副知事、田上富久長崎市長、関根正裕株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長をはじめ来賓多数ご臨席の下、全国から中小企業団体の代表者が約2,000名、本県からは57名が参加しました。また、西村康稔経済産業大臣、野村哲郎農林水産大臣よりビデオメッセージを頂戴しました。

現在の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業・小規模事業者の経営は極めて厳しい状況に直面しています。ポストコロナに向けて中小企業組合等連携組織による、より一層の団結が必要になっている一方で、ウクライナを取り巻く不安定な情勢の深刻化が懸念され、物価や原油価格を押し上げ、原材料やエネルギー価格が高騰し、部品不足による供給網の混乱もあって物流確保が困難になるなど新たな経営課題に直面しています。

しかしながら、地域経済の根幹となる中小企業・小規模事業者はポストコロナに向けて一歩でも前に力強く前進する必要があります。中小企業・小規模事業者が変化する時代のあらゆる難局を乗り越えるためには、同志が集まり、連携することができる中小企業組合等連携組織の絆が不可欠であると考えます。第74回中小企業団体全国大会は中小企業・小規模事業者の発展を図り、全国約3万組合等の総意を表明することを目的として開催されました。

全国大会では全国の優良組合等の表彰が行われ、本県からは協同組合長野県解体工事業協会（長野市：竹原健二理事長）、佐久トラックセンター協同組合（佐久市：油井福久理事長）、日経事業協同組合（伊那市：赤羽義一理事長）の3組合が表彰されました。受賞された皆様、おめでとうございます。

次回、第75回中小企業団体全国大会は、宮城県において開催予定です。多くの皆様にご参加いただけますと幸いです。

宣 言

本日、中小企業団体の代表は、“つながる ひろげる 連携の架け橋”～希望の未来 中小企業「光」を結集～をテーマに、ここ長崎県長崎市に集い、約3万の中小企業組合等の総意を取りまとめ、その実現に向けて、共に取り組むことを決議した。

中小企業・小規模事業者は極めて厳しい経営状況に直面しており、ウクライナを取り巻く不安定な国際情勢の深刻化、物価・原油価格の高騰及び部品の調達難などにより、新たな経営課題への対応に追われている。その努力が一刻も早く報われるよう、国等に対して、効果的なコロナ対策や手厚い総合経済対策を引き続き要望するとともに、次のスローガンのもと、本大会の各決議事項の早期実現を強く求めるものである。

- 一、成長と分配を実現させる中小・小規模事業者対策の強化
- 一、高騰するエネルギー・原材料価格の適正な転嫁と安定供給の拡充
- 一、未来への変革・挑戦を可能とする投資促進対策の拡充
- 一、震災復興、豪雨・風水害対策の拡充
- 一、地域の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進
- 一、中小企業組合等連携組織対策の拡充

本日参集した一同は、厳しい経営環境を克服するために一歩でも前に力強く前進すべく、中小企業組合等連携組織の強みを最大限に発揮し、積極果敢に行動することを決意する。

令和4年11月10日
第74回中小企業団体全国大会

優良組合表彰

協同組合長野県解体工事業協会

みなさまの町の、
よりよい環境を未来につなぎます。



理事長 竹原 健二
設立年月日 平成18年6月14日
組合員数 48名
専従者数 2名
主な共同事業 ①共同購買
②共同受注
③教育情報
④調査研究事業

佐久トラックセンター協同組合

信頼と安心・安全な
輸送サービスを届ける物流集団



理事長 油井 福久
設立年月日 昭和45年2月16日
組合員数 10名
専従者数 1名
主な共同事業 ①共同受注・共同配車
②共同購入
③共同精算

日経事業協同組合

人づくり交流そして友好の発展



理事長 赤羽 義一
設立年月日 平成17年4月8日
組合員数 43名
専従者数 6名
主な共同事業 ①共同受入事業
②教育情報事業
③職業紹介事業

決議内容 (抜粋)

I 中小企業・小規模事業者等の経営強靱化・成長促進支援等の拡充

1. 現下の危機的課題の克服に向けた経済再生支援策の拡充強化

重点要望事項

- (1) 急激な原油・原材料・資材価格等の高騰の影響によって経営環境が逼迫している中小企業・小規模事業者及び組合等の経済活動への支援を拡充すること。
- (2) 事業活動に必要な原油・原材料の供給不足の長期化によって事業者の経営に大きな影響を与えないよう、エネルギーや原材料の安定供給対策を速やかに実行すること。
- (3) コロナ禍の影響を受けた中小企業・小規模事業者が厳しい経営状況を脱し、持続的な成長軌道へと誘導するため、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた支援策を着実かつ迅速に実行すること。
特に逸失した顧客や取引機会を取り戻せるよう、早期の売上回復を実現するため、国内需要・消費の喚起を図り、経済を加速させる大胆な経済対策を講じること。

2. 中小企業・小規模事業者の成長促進、持続的発展に向けた支援強化

重点要望事項

- (1) 中小企業・小規模事業者が本格的な経済活動に戻し、成長していくための取組みを円滑かつ強力に支援するために、「ものづくり・商業・サービス補助金」の継続・拡充をはじめ、要件等の緩和、伴走支援しやすいフォロ

- ーアップ体制の強化など、所要の見直しを図ること。
- (2) 中小企業団体の共同学習機能を活用し、中小企業の「成長」の源泉である人への投資を行い、企業価値向上に資する従業員のリスク教育（職業能力の再開発）環境の整備を講じること。

3. 中小企業団体中央会の指導体制・支援機能の抜本的強化、中小企業組合制度の拡充・改善

重点要望事項

- (1) 多様化・複雑化する経営課題に対応すべく、中小企業者が経営資源を補完・補強し合う中小企業組合等連携組織による協同の取組みが一層重要となっていることから、中小企業組合等連携組織を通じた中小企業の振興が地域経済に果たす役割を改めて認識すること。
加えて、その専門支援機関である中小企業団体中央会の事業が安定的かつ持続的に遂行できるよう、中小企業団体中央会の指導体制並びに支援機能の抜本的強化に向け、中小企業連携組織対策事業予算の大幅な拡充・強化を図ること。

4. 地域経済の好循環の推進、地域課題の解決

重点要望事項

- (1) 地域資源の積極的活用をはじめ、実態に即した地域経済の再生・活性化に向けた施策を強力に推進すること。

II 中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進

1. 中小企業の人材育成・確保・定着対策

重点要望事項

- (1) 中小企業の雇用安定のための支援策を充実すること。
- (2) 中小企業の人づくり支援を強化すること。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響長期化に配慮した社会保障制度の見直し

重点要望事項

- (1) 中小企業の事業継続と雇用維持のため、雇用保険財政運営を抜本的に見直すこと。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響から十分に体力が回復していない企業にとって大きな負担増となる雇用保険料率の引上げは避けること。
- (3) 雇用保険二事業については、財政の逼迫状況に鑑み、引き続き関係コストの精査・削減をはじめ、事業実施団体への適正配分、各種助成金の見直し等を大胆に行い、

事業費管理のより一層の徹底と大幅な見直しを行うこと。

3. 外国人技能実習制度と特定技能の見直し

重点要望事項

- (1) 現状をふまえた、技能実習と特定技能のすみわけを図ること。
- (2) 外国人技能実習機構による、監理団体の許可、技能実習実施計画の認定が円滑に行われるよう、より一層の体制整備を図るとともに、更なる事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。
- (3) 監理団体の許可基準等について、運用の明確化を図ること。
- (4) 技能実習2号移行対象職種の拡充に当たっては、業界のニーズ等を把握し、検定試験実施の支援策を講じること。



中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備

1. 中小企業金融施策の拡充

重点要望事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する金融支援策の継続・拡充・条件緩和・延長（特例措置を含む）、借入金の返済負担の軽減等を図るとともに、各種支援窓口の充実・強化、手続の簡素化を図ること。
- (2) 企業のバランスシートの改善を図る資本性劣後ローンの取組みを強化するため、融資条件・債務返済条件の緩和、及び金利適用の考え方等、要件の見直しを行うこと。
- (3) 大規模自然災害で被災した中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合の多重債務問題を軽減する対策として、利子負担の軽減や高度化資金の減免を講じるとともに、商工中金、日本政策金融公庫等の政府系金融機関が借換え等に応じやすくするための十分な措置を講じること。

2. 中小企業・組合税制の拡充

重点要望事項

- (1) 中小法人の法人税率の軽減措置について、適用期限を延長するとともに、税率の更なる引下げと適用所得金額の撤廃を行い、その措置を恒久化すること。
併せて、中小企業組合の法人税の軽減税率についても、税率の引下げと適用所得金額の撤廃を行ったうえでその措置を恒久化するとともに、企業組合、協業組合も措置の対象とすること。
- (2) 消費税の適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）については、導入時期を延長し、十分な支援策を講じるとともに、簡易課税制度のみなし仕入れ率を引き上げること。併せて、事業協同組合の共同事業にかかる特例を設けること。

3. 中小製造業等の持続的発展の推進

重点要望事項

- (1) 「ものづくり補助金」について、継続、拡充、要件の緩和、特別枠の追加措置等を講じるとともに、申請手続きの簡素化等に加え、フォローアップ支援事業の継続・拡充を図ること。
- (2) 多様な事業再構築ニーズに対応するため、要件の緩和、対象範囲の拡大を講じるなど「事業再構築補助金」を弾力的に運用すること。
- (3) サプライチェーンの強靱化並びに、優越的地位の濫用による不公正な取引防止のため下請取引の適正化及び下請法の厳正かつ迅速な運用を図ること。
 - ① 国内生産の整備を進めるため、中小企業が利用しやすいサプライチェーン対策補助金の継続や中小企業の支援策の充実
 - ② 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、支払手形サイトの長期化や材料価格高騰による販売価格への反映拒否など一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請代金支払遅延等防止法等の運用強化及び違反行為に対して厳正かつ迅速な対処
 - ③ 「下請適正取引等推進のためのガイドライン」と「自主行動計画」の更なる業種拡大、検証・フォローアップ、周知徹底の強力推進

4. エネルギー・環境対応への支援の拡充

重点要望事項

- (1) 電力の安定供給と電力コストの負担軽減に必要な対策を強化すること。
- (2) 中小企業・小規模事業者における省エネルギーの推進を図るため、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金の継続、拡充を図ること。
- (3) カーボンニュートラル達成に向けて取り組むために必要な支援策を講じること。

5. 卸売・小売業・まちづくりの推進に対する支援の拡充

重点要望事項

- (1) 商店街及び個店を含む地域の事業者が今後も事業継続、様々な課題に取り組むための長期的な支援策、補助金等の要件緩和等を講じること。
- (2) キャッシュレス決済普及推進に向けた決済手数料の見直し等、中小小売業、商店街組合等への支援策を強化・拡充すること。

6. サービス業支援の強化・拡充

重点要望事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光関連産業、イベント関連業等へ強力かつ長期的な消費・需要喚起対策等支援を講じること。
- (2) 物流の効率化、地域医療サービスの充実、トラックドライバー等の労働条件の改善に寄与する高規格幹線道路網の整備拡大を図ること。

7. 官公需対策の強力な推進

重点要望事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策、自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約や前倒し発注を実施するなど、官公需適格組合等を積極的に活用すること。
また、防災・減災に向けて地方公共団体と災害協定等を締結している官公需適格組合等への優先発注に努めること。
- (2) 予定価格の積算は、省庁で異なる調査や額の決定方法を統一して、適正な単価設定を行うこと。特に、燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、最低賃金額の改定に合わせた人件費上昇分とともに、感染防止対策経費なども確実に盛り込むなど、予定価格の見直しに努めること。併せて、働き方改革関連法に対応した必要経費についても適切に計上すること。
- (3) 納期や工期については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策などの配慮が必要なことから、全ての地方公共団体に対し、柔軟な設定を促す周知徹底を図ること。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合であっても、発注機関は契約金額を一方的に減額要請しないこと。
- (4) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額を大幅に引き上げること。

朝日税理士法人
代表社員税理士 西山 利昭

消費税においてインボイス制度の導入が令和5年10月から導入されます。同制度の導入により、消費税の仕入税額控除の方式が大きく変わることになります。インボイス制度の導入は、消費税を納めている事業者だけではなく、基準期間における課税売上高が1,000万円以下のため消費税を納めていない免税事業者についても、対応が必要になります。

1. インボイス制度

(1) インボイス制度とは

事業者が申告する消費税額の算出は、「課税売上に係る消費税額」から「課税仕入れ等に係る消費税額（以下「仕入税額控除」といいます。）」を差し引いて求めるのが原則的な計算方法です。

消費税の算出の過程で仕入税額控除が認められるためには、帳簿及び請求書等を定められた様式により保存する必要があります。

現在の制度では、帳簿及び請求書等を「区分記載請求書等保存方式」により保存することとされていますが、令和5年10月から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」により保存する必要があります。これをインボイス制度といいます。

インボイス制度導入後において、仕入税額控除の要件を満たすためには、「適格請求書発行事業者」が発行する「適格請求書（いわゆるインボイス）」等の保存が必要となります。

(2) 適格請求書

適格請求書とは、「売手が、買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。なお、適格請求書に記載すべき事項は、以下のとおりです。

| 日付 | 品名 | 金額 |
|------------|---------|-------------|
| 11/1 | 魚 * | 5,000円 |
| 11/1 | 豚肉 * | 10,000円 |
| 11/2 | タオルセット | 2,000円 |
| ... | | |
| 合計 12,000円 | | 消費税 11,200円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |

* 軽減税率対象

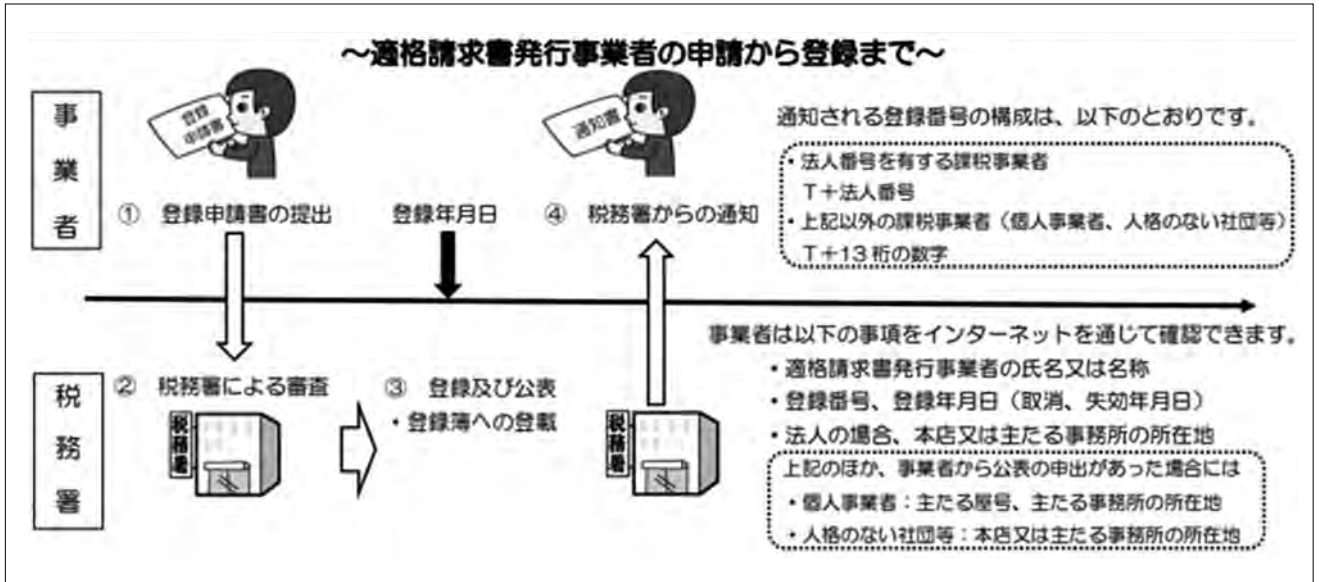
- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は1つの請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業者、飲食店業、タクシー業等については、上記のうち⑥を省略した請求書（「適格簡易請求書」といいます。）を交付することができます。

(3) 適格請求書発行事業者

① 適格請求書発行事業者

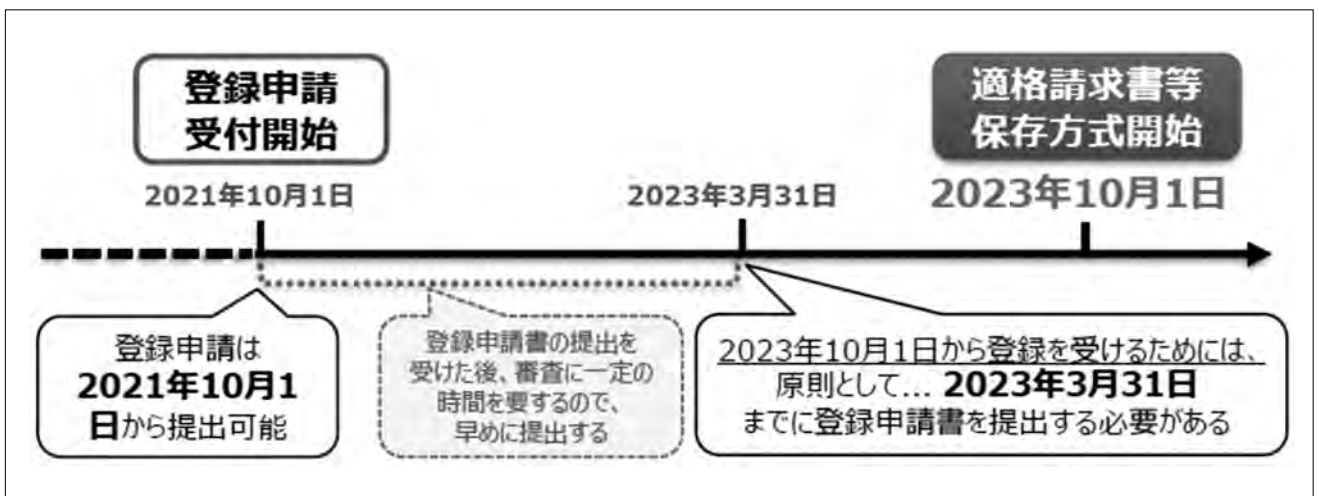
適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られます。「適格請求書発行事業者」となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ、登録を受けることはできません。



※国税庁リーフレットより

② 適格請求書発行事業者の登録申請スケジュール

登録申請書は、令和3年10月1日から提出が開始されています。インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。したがって、令和3年10月1日から令和5年3月31日の期間に、登録申請書を提出するかどうかを判断する必要があります。



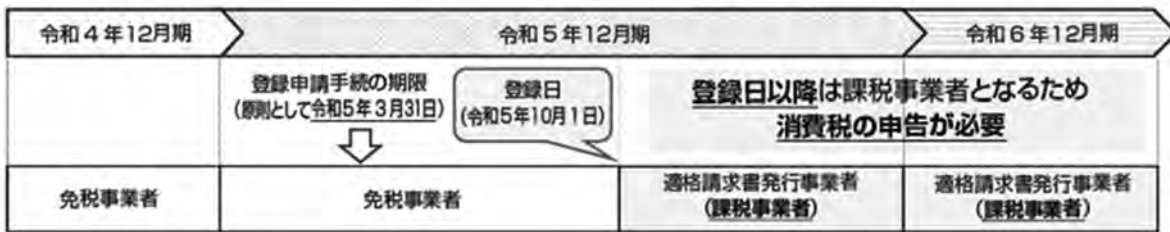
※国税庁リーフレットより

2. 免税事業者の登録申請手続

(1) 免税事業者の登録申請に係る経過措置

免税事業者が登録を受けるためには、原則として、消費税課税事業者選択届出書を提出し、課税事業者となる必要がありますが、経過措置として、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例】 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



※国税庁「適格請求書等保存方式の概要」より

(2) 登録に当たっての留意点

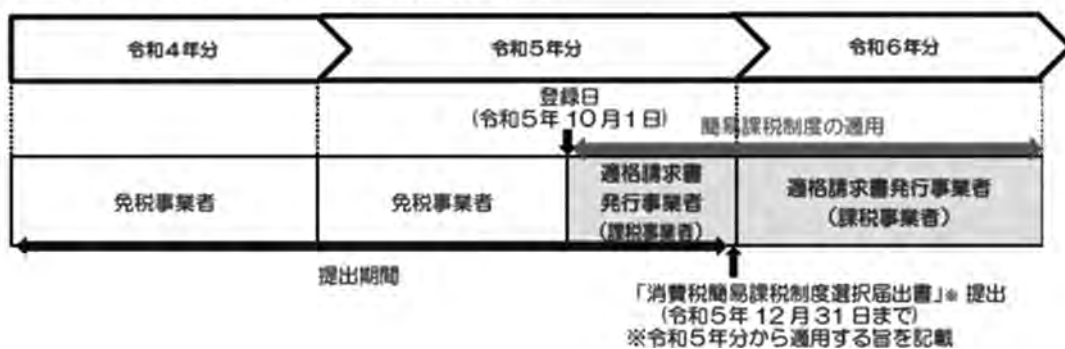
- ・ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われられない限り消費税の申告が必要です。
- ・ (1) の経過措置の適用を受けた場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます）。

3. 簡易課税制度を選択する場合の届出書の提出時期の特例

簡易課税制度は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、原則として、適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している場合に適用することができます（簡易課税制度の選択は任意です）。

ただし、免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、登録を受けた日から課税事業者となる場合、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した消費税簡易課税制度選択届出書をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から簡易課税制度を適用することができます。

（例） 免税事業者である個人事業者が令和5年10月1日から登録を受けた場合で、令和5年分の申告において簡易課税制度の適用を受けるとき



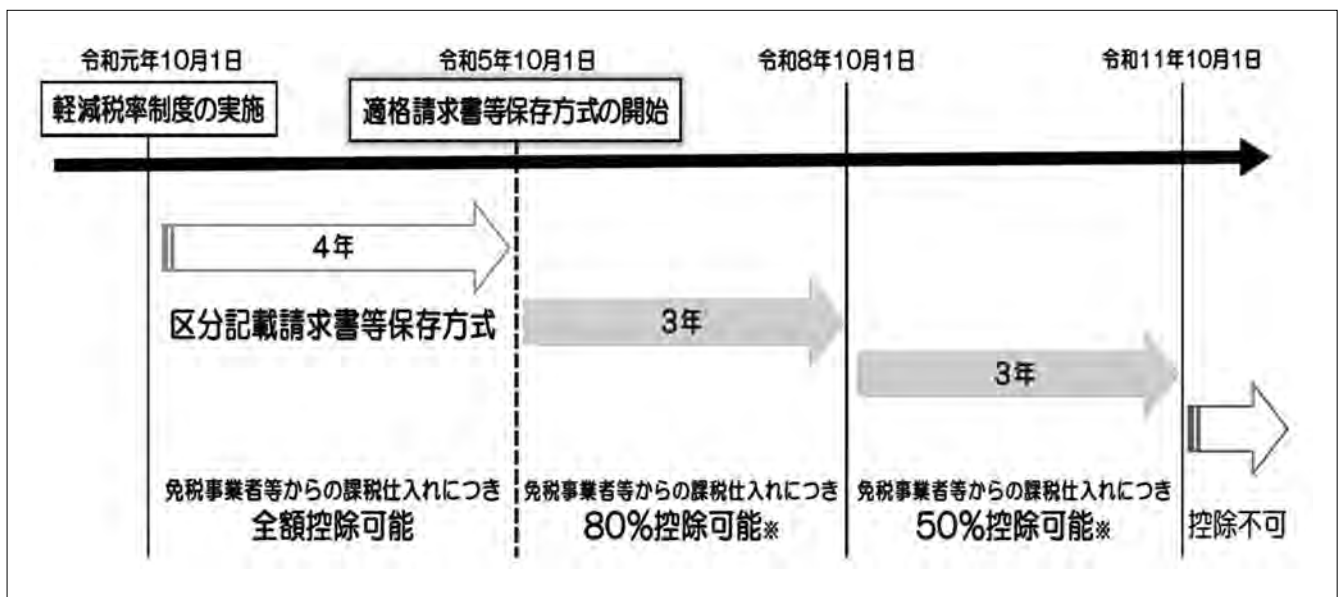
※国税庁「適格請求書等保存方式の概要」より

4. 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

制度開始となる令和5年10月1日以降は、免税事業者及び消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

ただし、制度開始後6年間は、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れについても、一定の割合で仕入税額控除を認める経過措置が設けられています。なお、経過措置の適用を受けるためには、以下の要件をいずれも満たすことが必要です。

- (1) 免税事業者から受領する区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等を保存する。
- (2) 経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿を保存する。



※国税庁「適格請求書等保存方式の概要」より

5. 免税事業者の検討事項

免税事業者の場合、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の課税期間については、消費税の納税義務を負わず、消費税の負担が生じることはありません。

一方で、免税事業者と取引する事業者の立場から考えると、免税事業者から行った課税仕入れについては、消費税の負担が増加する結果となります。

このように、支払う側からみると、同じ金額を支払うのであれば、消費税の負担増加を回避するために、適格請求書等を発行できる他の事業者へ契約を変更することが予想され、免税事業者は取引から排除される可能性があります。この場合、免税事業者が今までどおり取引を継続するためには、課税事業者を選択し、「適格請求書発行事業者」となることも考えられますが、その場合、消費税の申告及び納付が必要となります。

制度が導入される令和5年10月1日までに適格請求書発行事業者の登録を受けたい場合、令和5年3月31日までに登録申請書を提出しなければならないため、それまでに登録の可否を検討し判断することが必要となります。

信州の名工・優秀技能者表彰式が開催

～北信建設事業協同組合、長野県建具協同組合～

11月1日、「長野ホテル犀北館」にて、「信州の名工・優秀技能者表彰式」が開催されました。

「信州の名工・優秀技能者表彰式」とは、各分野の県下第一人者として優れた技能を発揮し、県内の産業発展に尽力した方を「信州の名工」(卓越技能者知事表彰)として知事が表彰するものです。

今回の表彰においては、北信建設事業協同組合の組合員である「高木建設株式会社」(長野市)の久保田和司氏及び長野県建具協同組合の組合員である「小林建具店」(長野市)の小林隆雄氏をはじめ、全13名が表彰されました。

高木建設株式会社(長野市) 久保田和司氏

久保田和司氏は、20年以上にわたり、舗装工事の施工管理・重機の操縦を経験してこられました。住民への負担の低減を考えた、短工期かつ高品質な仕上がりの路面施工を行っています。その技能は「建設マスター」としても評価されています。さらに舗装技術のノウハウや施工機械の実技指導等、事業場内の若手技術者へ熱心に指導するほか、地域貢献への活動にも積極的に参加する姿はほかの従業員の模範となっています。



高木建設株式会社(長野市) 久保田和司氏

小林建具店(長野市) 小林隆雄氏

小林隆雄氏は、伝統木工技術である組子細工を手掛ける職人であり、40年間技術を磨いてこられました(組子細工:釘を使わずに木を幾何学的な文様に組み付ける木工技術のこと)。下積みとして5年間親方の下で修業し、熱心な指導により基礎を身に付けました。組子細工は簡単に真似することが不可能であり、その技術が認められ今回の受賞に至りました。小林建具店では木製建具の製作、建具の修理も手掛けており、組子細工の技術を織り込んだオリジナルな木造建具も製作可能です。



小林建具店(長野市) 小林隆雄氏

「信州の名工」にご関心のある方は、本会までご相談ください。また、本年度の表彰者一覧等の詳細につきましては、以下のホームページからご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinzai/happyou/201023ikoupress.html>

こども食堂に高野豆腐を寄贈

～全国凍豆腐工業協同組合連合会～

11月2日、全国凍豆腐工業協同組合連合会は、凍り豆腐（高野豆腐）を信州こども食堂ネットワーク（松本市：NPOホットライン信州）に寄贈しました。

同連合会では、毎年11月3日の「高野豆腐の日」に合わせ、社会貢献活動の一環として、凍り豆腐の寄贈を行っています。今回は、同連合会の会員企業から募った各種凍り豆腐製品やレシピ本など、合計1,200個分の寄贈を行いました。



凍り豆腐を寄贈した全国凍豆腐工業協同組合連合会

寄贈にあたり、同連合会の古畑洋一専務理事は、「凍り豆腐は栄養素が凝縮された健康食品。大勢の子どもたちに凍り豆腐を食べていただき、健康で元気に育ってほしい。」と話されました。

凍り豆腐には、子どもの成長に必要な鉄分・カルシウムなどの栄養が非常に豊富に含まれており、その中でも「レジスタントたんぱく質」は、悪玉コレステロール低下や中性脂肪の上昇抑制、糖尿病予防・改善効果等があることで注目されています。

今回寄贈された凍り豆腐は、県内各地の「こども食堂」で調理・提供される予定です。

ものづくり大賞NAGANO2022表彰式 NAGANOものづくりエクセレンス2022認定式が開催

10月21日、長野市「ビッグハット」にて「ものづくり大賞NAGANO2022表彰式」及び「NAGANOものづくりエクセレンス2022認定式」が開催されました。

長野県内のものづくり企業を応援する「ものづくりNAGANO応援懇話会」では、毎年優れたものづくり企業を「ものづくり大賞NAGANO」として表彰しています。

今回も、エントリー企業の中から「大賞」、「きらりと光る技術賞」、「特別賞」の表彰が行われ、さらに当日、大賞の中からグランプリを決定し表彰しました。また、長野県がものづくり企業の優れた技術・製品を認定する「NAGANOものづくりエクセレンス2022」の認定式も同時に行われました。



ものづくり大賞NAGANO2022表彰式記念撮影の様子

「ものづくり大賞」には、3社が受賞し、グランプリには、株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ（安曇野市）が選ばれました。

「NAGANOものづくりエクセレンス」には、パルコスモ株式会社（長野市）をはじめ、7企業（大賞・技術賞受賞企業を含む）が認定されました。

本年度受賞・認定の一覧と大賞・エクセレンスの詳細については、以下のホームページをご覧ください。次年度以降ご応募の際には本会にて支援いたしますので、ぜひお申し出ください。

- ・ものづくりNAGANO応援懇話会 <http://mono-n.com/>
- ・長野県ホームページ <https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/happyou/1021teisei.html>

事業再構築補助金 第8回公募受付中です

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します！

必須申請要件

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。
2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

【通常枠】

| | | |
|-----|-------------|-------------------|
| 補助額 | 従業員数20人以下 | ：100万円～2,000万円 |
| | 従業員数21～50人 | ：100万円～4,000万円 |
| | 従業員数51～100人 | ：100万円～6,000万円 |
| | 従業員数101人以上 | ：100万円～8,000万円 |
| 補助率 | 中小企業 | 2/3（6,000万円超は1/2） |
| | 中堅企業 | 1/2（4,000万円超は1/3） |

【大規模賃金引上げ枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上（初年度は1.0%以上）増員させること。

| | | |
|-----|------------|-------------------|
| 補助額 | 従業員数101人以上 | ：8,000万円～1億円 |
| 補助率 | 中小企業 | 2/3（6,000万円超は1/2） |
| | 中堅企業 | 1/2（4,000万円超は1/3） |

【回復・再生応援枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ以下の①又は②のどちらかを満たすこと。

- 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること。
- 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受け再生計画等を策定していること。

| | | |
|-----|-----------|----------------|
| 補助額 | 従業員数5人以下 | ：100万円～500万円 |
| | 従業員数6～20人 | ：100万円～1,000万円 |
| | 従業員数21人以上 | ：100万円～1,500万円 |
| 補助率 | 中小企業 | 3/4 |
| | 中堅企業 | 2/3 |

【最低賃金枠】

必須要件1.～3.を満たし、かつ2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること

※「2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること」の要件を撤

廃しました。

| | | |
|-----|-----------|----------------|
| 補助額 | 従業員数5人以下 | ：100万円～500万円 |
| | 従業員数6～20人 | ：100万円～1,000万円 |
| | 従業員数21人以上 | ：100万円～1,500万円 |
| 補助率 | 中小企業 | 3/4 |
| | 中堅企業 | 2/3 |

【グリーン成長枠】

以下の要件をすべて満たすこと（売上高の減少は求めない）。

- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成。
- グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う。

| | | |
|-----|------|--------------|
| 補助額 | 中小企業 | ：100万円～1億円 |
| | 中堅企業 | ：100万円～1.5億円 |

| | | |
|-----|------|-----|
| 補助率 | 中小企業 | 1/2 |
| | 中堅企業 | 1/3 |

【緊急対策枠】

必須要件2.～3.を満たし、かつ足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること等。また、コロナによって影響を受けていること。

（※）売上高の減少に代えて、付加価値額の減少でも可。

（※）電子申請時に、コロナによって受けている影響を申告することが必要。

| | | |
|-----|-------------|----------------|
| 補助額 | 従業員数5人以下 | ：100万円～1,000万円 |
| | 従業員数6～20人 | ：100万円～2,000万円 |
| | 従業員数21人～50人 | ：100万円～3,000万円 |
| | 従業員数51人以上 | ：100万円～4,000万円 |

| | | |
|-----|------|---------|
| 補助率 | 中小企業 | 3/4（※1） |
| | 中堅企業 | 2/3（※2） |

（※1）従業員数5人以下の場合500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合1,500万円を超える部分は2/3

（※2）従業員数5人以下の場合500万円を超える部分、従業員数6～20人の場合1,000万円を超える部分、従業員数21人以上の場合1,500万円を超える部分は1/2

●締切りは1月13日です。

●申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項を確認の上、事業計画を策定してください。

※詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

事業再構築補助金事務局コールセンター

受付時間：9:00～18:00（日・祝日を除く）

電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088

<IP電話用>03-4216-4080

令和元年度補正・令和3年度補正 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 13次締切の公募開始について

令和元年度および令和3年度補正「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（一般型、グローバル展開型）「13次締切」の公募を開始しております。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。また、業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して、通常枠とは別に、[回復型賃上げ・雇用拡大枠] [デジタル枠] [グリーン枠] を設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援します。

1. 公募開始期間

公募開始：令和4年10月24日（月）17時～
申請受付：令和4年11月7日（月）17時～
応募締切：令和4年12月22日（木）17時

2. 公募要領

補助上限：

一般型 [通常枠]

750万円～1,250万円（※）

[回復型賃上げ・雇用拡大枠]

750万円～1,250万円（※）

[デジタル枠]

750万円～1,250万円（※）

[グリーン枠]

1,000万円～2,000万円（※）

グローバル展開型 3,000万円

※従業員規模により補助上限の金額が異なります。

補助率：

一般型 [通常枠]

1/2 小規模事業者等 2/3

[回復型賃上げ・雇用拡大枠] 2/3

[デジタル枠] 2/3

[グリーン枠] 2/3

グローバル展開型

1/2 小規模事業者等 2/3

補助要件【基本要件】以下を満たす3～5年の
事業計画の策定及び実行

・付加価値額 +3%以上/年

・給与支給総額 +1.5%以上/年

・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

※回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠及びグリーン枠については、基本要件に加えて、別途要件があります。詳細は、下記のお問い合わせ先より、公募要領をご参照ください。

※新型コロナウイルスの感染拡大の影響が継続している状況に鑑み、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限の1年猶予を可能とします（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）。

3. 応募に関してのお問い合わせ先

応募に関する詳細は、下記のものづくり補助金事務局サポートセンターのホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

公募要領や今後のスケジュールなどの詳細は [ものづくり補助金総合サイト](#)

検索

ものづくり補助金HP

応募に関する不明点は、ものづくり補助金事務局サポートセンターまでお問い合わせください。

ものづくり補助金事務局サポートセンター monohojo@pasona.co.jp

電話受付時間 10:00～17:00(土日祝日を除く) : 050-8880-4053



<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

50周年を迎える卸商業団地組合

協同組合アークスは、昭和40年に開設された長野総合卸協同組合を前身として、昭和48年に設立に至りました。来年で50周年の節目を迎え、幅広い事業を展開し



協同組合アークス外観

ています。当時、長野総合卸協同組合の組合員は善光寺の東町に所在しており、新たに広い土地で組合員を迎え、事業を継続していくことが必要だという意見を踏まえ、現在の場所に移管することになりました。設立当時の組合員数は30数社で、この数は現在もほとんど変わっていません。立地の良さや、後述する組合員のための取り組み等により、ここで働きたいと思ってくれる事業者が多いためだと感じています。

組合員のための取り組み

アークスでは「開かれたアークス」を長期ビジョンとして設定しており、地域住民や各組合員の取引先、その他利害関係者へ向けた取り組みを行ってきました。50周年を迎えるということで、これまでの対外的な取



桜舞緑地公園整備工事

組みを維持しつつ、組合員のための取り組みに力を入れていく方向性を固めています。今後起きることが確実な人材不足問題は、アークスで働きたいという思いを持っていただくことで解消できると考えています。現在は災害時の対応、福祉の充実に特に力を入れており、今後も活動の幅を広げていきたいと考えています。

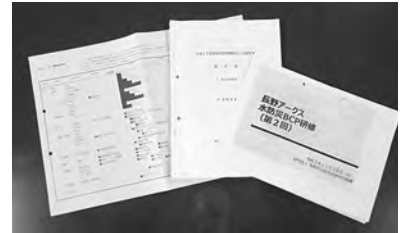


アークス内レストラン

本当の意味での防災・減災

今では多くの企業が取り組んでいるBCP(事業継続計画)ですが、実際に災害が起きた際にどこまで機能す

るかというのは予想がつきません。策定することが目的となることがないように、より現実味を帯びた対応手順が必要と考えています。アーク



BCP策定資料

スは犀川が近いため、2019年に発生した台風による水害を参考にし、高木建設株式会社と信州大学工学部の協力のもと標高の測定、測定にもとづく最大浸水深と浸水時間を明確にしました。そのデータを組合員へ公表したうえで、支援内容の洗い出しを行い、防災の知識を深めるためリスクマネジメントセミナー及び水防技術セミナーを実施することで組合員全体の被災時の行動の統一化を図っています。まずは組合がどのような取り組みをしているか見せることで、組合員企業にも士気をあげてもらおうことを目指しています。

アークスのこれから

上記の取り組みのほかにも、今後組合員を対象にした社員教育を積極的に行っていきたいと考えています。また、イベントも企画し、組合員はもちろんのこと、



写生大会展示

地域住民の方々にも楽しんでもらい盛り上げていきたいです。大きな目標である「ここで働きたいと思ってもらう」ためには教育と環境の二面性が大事だと考えています。SDGsの登録も完了しているため、さらに具体的な取り組みを設定し、組合員の方々の参考になることを目指しています。



国道沿い植栽活動

常に意識している「一つの企業でできないことを組合でやっとう」という言葉を軸に、時代ごとに合った事業を今後も行っていきたいです。

ヒト・モノ・情報の集積発信基地



ARCS

ARChives Square

協同組合長野アークス

理事長：夏目 潔
専務理事：竹前 義孝
設立：昭和48年7月2日
TEL：026-228-5720
住所：長野市アークス1番32号



夏目潔理事長

減少が続く味噌の生産量

日本の食文化の中心的調味料である「味噌・しょう油」。特に「信州味噌」は日本全国で生産・消費されている味噌の約5割を占め、長野県の味噌蔵が日本人の味の基本を支えているといっても過言ではありません。

ところが今、一般家庭で朝食に味噌汁を飲む習慣が薄れ、味噌がなくても困らない人が増加。人口減少の影響もあり、生産量は90年代から減少傾向に転じ、2000(平成12)年の53.3万トンが2020(令和2)年には39万トンまで減少しています(全国味噌工業協同組合連合会調べ)。味噌蔵の数も右肩下がり。全国トップを誇る長野県内業界でも転廃業が続き、現在は100社を下回る状況です。

特に厳しさが増す中小味噌蔵の中で生き残りをかけた挑戦を続ける、穀平味噌醸造場。国産原料に拘り、約1年間熟成する天然醸造法にこだわり、伝統の味と風味を守る1784(天明4)年創業の老舗企業です。

30年ほど前に木造2階建ての味噌蔵をリニューアル。ワンフロアで作業合理化を図り、衛生環境も改善しました。料理研究の草分けともいわれる料理家、故石原明子氏がお勧め食材のひとつに同社製品を選んだのもその頃。百貨店の「石原明子美味散策フェア」に毎年出品し、首都圏にもファンを広げてきました。

小分け包装は今後絶対に必要

「(従来の小分けサイズの)500グラムでは売れない」。数年前、販路拡大を目指して交渉した東京の販売施設担当者のひと言に、計画を断念せざるを得ませんでした。

味噌全体の出荷量が減少する中、小袋の出荷量は増加。特にキャンプなどのアウトドアに便利な使い切りの小袋入り味噌が販売を伸ばしています。同社にも複数のアウトドア用品店から製造依頼が寄せられていました。

「実は美味散策フェアでも少量がほしいと言われていた。小分け包装は今後絶対に必要だと確信しました」。小山洋史社長は2021(令和3)年、300グラムから80グラムまでの充填が可能なミニ充填機などを導入(ものづくり補助金活用)。小分け包装をしているメーカーは珍しく、「今後、塩麴や新たに開発を目指す味噌加工品にも活用したい」。

時代のニーズに対応する柔軟性。それは地元の人気みそラーメン店「たけさん」とのコラボにも発揮され、同店用に造った味噌を供給する他、同店と七味唐辛子の老舗「八幡屋磯五郎」と共同で「八味唐辛子」も開発しました。製造にはミニ充填機と一緒に導入した甘酒タンクを活用。手づくりで行っていた甘酒製造の機械化だけでなく、新たな製品の製造に役立てることで、会社全体の生産性向上にもつながっています。

また同店の海外展開(モンゴル)にともない、現地での醸造も試行。予定されるニューヨーク進出に備え、食品安全マネジメント規格「JFS規格」の取得を目指しています。



小分け包装商品の詰め合わせ



ミニ充填機



店内では昔ながらの量り売りも

文化の香り高い佇まい

「穀」が示すように創業以来、米の商いから酒・味噌・しょう油の醸造・販売まで手がけ、明治以降は薪炭・灯油・LPガスなど燃料販売も行ってきた同社。現在もLPガスの供給は継続し、地域のニーズに応えています。

広い敷地には店舗、味噌蔵の他、歴史を感じさせる古い蔵が建ち並び、アクセサリー店やジャズ喫茶としても活用。今では珍しい量り売りも行う店内には、自前の本を自由に手に取ってもらう「まちじゅう図書館」も。文化の香り高い小布施らしい佇まいに観光客も多く訪れています。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金第6次採択企業

有限会社穀平味噌醸造場

代表取締役 小山 洋史
設立 1959(昭和34)年7月
資本金 300万円

従業員数 3名
本社 上高井郡小布施町大字小布施734
TEL/FAX TEL.026-247-2134 FAX.026-247-4761



わが社の経営戦略

有限会社ホテルニューステーション

(松本ホテル旅館協同組合・組合員)

ルーツの「巴の湯」復活、地産地消へのこだわり、そして新たなニーズへの対応と新規顧客の発掘…。独自戦略で松本の良さを発信し続ける“松本の顔”

Vol.8

復活した「巴の湯」



駅前の“松本の顔”として

玄関入り口にチェロ、フロントには松本民芸家具の調度とジャンダルム(奥穂高岳の岩峰)の大額。音楽と山岳、学問の「3ガク都」を標榜する城下町・松本のイメージ豊かに迎えてくれるのが、JR松本駅前にあるホテルニューステーションです。

そのルーツは、小林磨史社長の祖母が明治時代から松本駅前で営んでいた銭湯「巴の湯」。駅前区画整理事業にともない1973(昭和48)年、先代(父親)が65室のビジネスホテルに業態転換し、85年には小林社長が103室のホテルにリニューアルしました。

「スイスやオーストリアの街並みをイメージした印象的な屋根をつけ、山小屋風の部屋もつくりました。駅前の“松本の顔”として、松本らしさを出していこうと」。

小林社長がそう話すように、入り口はもとより、館内各所に松本をイメージした設えや北アルプスの写真などを配し、松本ならではのイメージづくりを追求しています。

飲食はホテルの付加価値

10年ほど前に7階客室を全面改装し、ルーツである巴の湯を復活。ホテルの魅力のひとつに加えました。大きな浴槽はヒノキ、内装は古材を活用。松本のシンボルでもあるあがたの森記念館をイメージしたカラーリングを施しました。「タイルはかつて巴の湯で使っていたもの。水も昔のままの井戸水を利用しています」。

さらに同ホテルで力を入れるのが、信州プレミアム牛、信州サーモン、信州黄金シャモなど地産地消を旨とする食事処。地元とのつながりを重視し、宴会需要の獲得にも力を入れています。

「飲食はホテルの付加価値と考えています。コロナ禍で赤字続きですが、地鶏を使った鶏味噌、わさび味噌、信州野菜のピクルスなど自家製のお土産品や弁当、おせち料理などを提供し、そこそこの売上げになっています」。



自家製のお土産品と地元産蜂蜜も販売

新たなニーズに対応

コロナ禍で出張需要が減る一方、夫婦などの個人旅

行客が増えています。同ホテルでは将来を見据え、小林社長の子息で専務の篤史氏を中心に、新たなニーズへの対応と新規顧客の掘り起こしに力を入れています。

そのひとつが、市内でのウォーキングやランニングなどの拠点としてホテルを活用してもらう「松本ランニングステーション」。一般客・宿泊客を問わずロッカー・更衣室・シャワーなどが利用でき、シューズ、ウェアから電動アシスト付き自転車までレンタルも行っています。

また“長期滞在ができるホテル”をアピール。観光・ビジネスの他、資格試験等の受験、通院・看護、松本への移住希望者の“お試し”生活など、さまざまな利用シーンを想定した長期滞在プランの他、学生向けのホテルアパートメント利用プランも提案し、成果を上げています。

さらに早くからアメニティーバイキングを導入するなど、SDGsも積極的に推進。「健康経営」を柱に、従業員の働きやすい環境づくりにも積極的に取り組んでいます。



手ぶらセットも好評。松本ランニングステーション

ネットワークを広げたい

「私は人と交わるのが仕事」と小林社長。全国の業界団体や長野県中央会の役員をはじめ、さまざまな役職を引き受け、忙しく飛び回る毎日です。

「大きいばかりが良いわけでないし、個性的な方が経営も面白い。旅館のオヤジみたいな親しみやすさで地元の皆さんとのネットワークを広げていきたい」。篤史専務には「頑張りすぎず、“なから”の経営が良いのではないかとエールを送ります」。



ジャンダルムの大額を背に立つ小林磨史社長

代表取締役 小林 磨史
創業 昭和28(1953)年1月31日
資本金 800万円
従業員数 27名(正社員14名、パート社員13名)
本社 松本市中央1-1-11
TEL: 0263-35-3850 FAX: 0263-35-3851
https://www.hotel-ns.com
事業内容 宿泊業、飲食サービス業

村章
昭和26年制定

Kitaaki Village

北相木村

御座山

標高2,112m。日本200名山の一つに数えられる御座山（おぐらさん）。片道4時間ほどの道中にはシャクナゲの群生地があり、見頃である5月下旬から6月中旬には美しい姿を見せてくれます。山頂からの眺めもちろん素晴らしいです。



三滝

夏に冷涼な空気を楽しみながら見る滝も気持ちがいいものですが、三滝のおすすめは極寒の冬。およそ30mの滝が凍る圧巻の姿は一見の価値ありです。年によっては半分ほどしか凍らないこともあります。その迫力は自然の力強さを感じさせます。



長者の森キャンプ場

北相木村の一番奥、群馬県境にある長者の森。標高1,200mの涼しさを求めて夏場には多くの人を訪れます。合宿で使われること多いロッジや家族単位でゆっくり泊まれるコテージのほかオートキャンプ場、フリーキャンプ場があり、お客様の希望に沿った楽しみ方ができます。さらに今年からはテントサウナを導入しました。鳥の鳴き声や木々が風に揺れる音しかしない大自然の中で『ととのおう』

ことができます。ぜひ格別な体験をしてみてください。

北相木村長
井出 利秋

北相木村は自然が多い分、四季を豊かに感じられます。冬の寒さは厳しいですが、夏の避暑地としては最適な場所です。

長者の森キャンプ場で『夏の寒さ』を体験してみてください。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

PPAPって何？

筆者が最近DX関連の講師で呼ばれたときに、PPAP（ピーピーエーピー）って知っていますか？という質問をよくします。ほとんどの中小企業の経営者や幹部の方々は、PPAPって言葉を聞いたことないという反応です。そこで、「数年前、ピコ太郎氏が、ペンパイナッポーアッポーペン♪」と言うと、一様に懐かしい顔をして思い出されます。過去のことを思い出すことが脳の健康につながるという話も聞きます。さて、最近ビジネスの現場でささやかれているPPAPはこれとは全く異なります。今回は、つついやってしまう、PPAPの解説とその危険性、代替策などをお話していきたいと思います。



PPAPとは？

取引先とメールでファイルをやり取りする場合、パスワード付きZipファイルを送り、その後に別のメールにパスワードを記載して送るやり方がビジネスの現場で広がっています。

この方式をPPAPと言い、以下の頭文字を取ったものです。

- P：パスワードを付けたZipファイルを送る。
- P：パスワードを送る。
- A：暗号化をする。
- P：プロトコル（伝送方式）



この方式でファイルをやり取りすると安全安心という都市伝説が広まってしまっています。皆さんの周りでも行われているのではないのでしょうか？実は大変危険な方式なのです。

何が危険か？

PPAP方式のファイルのやり取りが危険な理由を解説します。暗号化したファイルとパスワードを同

じメールで送るため、メールを盗聴された場合重要なファイルとパスワードを搾取されてファイルの内容を盗み取られる可能性があります。悪意を持って盗み出した人が第三者に転送し企業に損害を及ぼす危険性も否定できません。メールの伝送経路で盗聴されたり、マルウェアによって、メールサーバーのID/パスワードが盗まれたり、安易なパスワードを使っていた場合はサイバー攻撃者に解析されてしまいます。

要するにPPAPによるファイル送付方式は、セキュリティ対策の効果がないということです。

2020年に当時の平井デジタル改革担当大臣が、内閣府でPPAPを廃止するというメッセージを出したことで、官庁や大手企業では廃止する動きが加速しました。ただ、地方の中小企業では現在でもこの方式で重要なファイルを送りあっている現実もあります。これを読まれた方は是非声を掛け合って対策を取り始めていただきたいと思います。



どうしたら良いか？

一番簡単にできる方法は、パスワードをメールで送らないことです。相手と事前にパスワードを決めておいたり、メール以外の手段でパスワードを伝えます。手段とは、携帯のショートメッセージや、電話等です。また企業によってはパスワード付きZipファイルを受信しないように変更する企業も出てきています。その理由は2つあり、PPAPの廃止とウイルス対策です。パスワード付きZipファイルがウイルス検知をすり抜けてしまうことがあります。そのため会社のセキュリティポリシーとしてパスワード付きZipファイルを自動削除する対応に変更する企業も出てきています。そういった場合は、クラウドストレージ経由で安全にファイルを送るサービスを活用することが良いと思います。

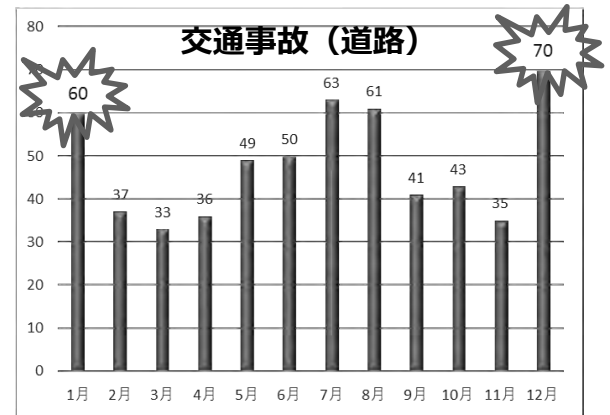
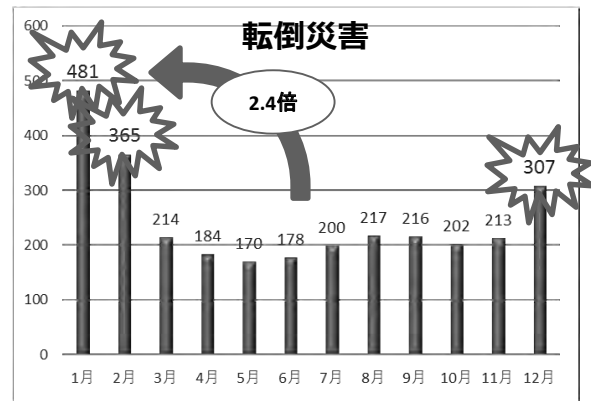
今年度に入り中小企業へのサイバー攻撃が増えてきています。1社でも多くの企業の方々にPPAPの危険性の情報が届き、対策をしていただければ幸いです。

STOP！ 冬季労働災害

～冬季における労働災害を防止しましょう～

冬季には、降雪、凍結等を要因とする転倒、墜落、交通事故等が多発し、特に1月の転倒災害発生リスクは、3～11月平均の2.4倍です。また、本年2月には2名の方が労働災害により命を落としました。

月別の労働災害発生状況（過去5年度合計）



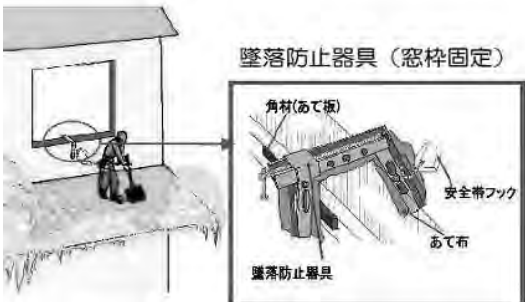
※令和4年10月31日までに把握した労働者死傷病報告調べ。
 ※死亡又は休業4日以上の労働災害（単位：人）
 ※平成29年4月1日～令和4年3月31日発生

冬季労働災害による死亡事例

| | |
|---------------------|---|
| 平成27年 その他の 事業 | 高さ約4メートルの屋根の雪おろしをするため、はしごを登っていたところ、はしごが滑って倒れ、 転落し死亡 。 |
| 令和4年 旅館業 | 建物屋根の雨水、雪解け水を排水するための水路にできた氷柱（長さ約3～4m。以下「つらら」という。）をハンマーで叩いて撤去していたところ、 崩れたつららの下敷きとなり死亡 。 |
| 令和4年 その他の 卸売業 | 工場屋根に積もった雪が垂れ下がって、大きな雪庇（せっぴ）ができ、建築物の一部を損壊するおそれがあったため、被災者は、雪庇を落とす準備作業を行っていたところ、 雪庇が落下し、その下敷きになり死亡 。 |

- ポイント① 転倒災害の防止（例：凍結防止、滑りにくい靴）
- ポイント② 屋根上の除雪作業での墜落防止（例：墜落制止用器具の使用）
- ポイント③ 交通事故の防止（例：冬用タイヤの早め装着・磨耗状態点検）

窓枠固定用の金具を使用した
除雪時の墜落防止対策の例



事務所出入口の
ヒートマットの
設置例



詳しい情報・対策の
ポイントはこちら



長野労働局
「冬季労働災害防
止特設コーナー」





解体・改修工事の事前調査者の資格取得が義務化されます

建築物・工作物・船舶の解体工事やリフォーム・修繕などの改修工事にあたっては、すべて^(注)、施工者が、工事対象となるすべての材料について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査することが従前から義務付けられています（事前調査）。

令和5年10月から、建築物や船舶の事前調査は、すべて一定の資格者に行わせることが義務化されます。また、分析調査も資格要件が義務化されます。

※自社に有資格者がいない場合は調査の外注を行うこととなります。また、例えば元方事業者が有資格者による事前調査を行った場合も、関係請負人は、自社の作業に関係する部分について、元方事業者からその記録を入手・確認することにより、事前調査を行う必要があります。
※事前調査の実施自体のほか、石綿の有無にかかわらず、調査結果の3年間保存、調査結果の現場への備付け、調査結果概要の公衆と作業者にしやすい場所への所定寸法（JIS A列3番の用紙相当）以上の掲示板設置なども義務です。

事前調査者の資格要件（建築物の場合） ※2023年10月1日～

- ・ 特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・ 一戸建て等石綿含有建材調査者^(※)
- (※) 調査できるのは、一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定。
- ・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

建築物石綿含有建材調査者講習は、都道府県労働局長の登録を受けた機関が実施できます

厚生労働省「石綿情報ポータルサイト」
(講習会情報)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



学歴や実務経験等が建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格を満たさない方は、都道府県労働局長の登録を受けた「石綿作業主任技能講習」を修了することにより、建築物石綿含有建材調査者講習の受講資格を得ることもできます。

(注：事前調査の必要な範囲)

ただし、以下に該当する場合は、石綿の飛散リスクはないと判断できるので調査不要：

- ・ 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ・ 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（注：電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要あり）
- ・ 現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- ・ 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物や船舶の解体・改修の作業

※詳細は、「石綿障害予防規則の解説」(令和2年10月28日。一部改正令和3年3月29日厚生労働省労働基準局)参照。

発注者等の方へ

発注者等の注文者は、事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用（契約金額）、工期、作業の方法に関する発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮しなければなりません。（石綿障害予防規則第9条）

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります。

ETC

各種サービスのご紹介

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

大口・多頻度割引制度 (後払制度)

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度 (後払制度)

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ITS-TEA

一般財団法人 ITS サービス高度化機構

申込み・問い合わせは

(協) 長野県商工振興会

<http://www.alps.or.jp/shoko/>

〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内

TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

中小企業・個人事業所の

大黒柱

休業支援共済

持病を
お持ちの方も
ご相談
ください。

共済商品の内容

| 保障のコース | ① 入院共済金 入院1日目から30日まで | ② 休業支援共済金 継続して30日以上入院 | 30日以上入院した場合 の合計額 (①+②) |
|--------------|-----------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 100万円 コース | 1日につき 10,000円 入院共済金支払限度30万円 | 一時金で70万円 | 100万円 |
| 50万円コース | 1日につき 5,000円 入院共済金支払限度15万円 | 一時金で35万円 | 50万円 |
| 30万円コース | 1日につき 3,000円 入院共済金支払限度9万円 | 一時金で21万円 | 30万円 |

○ 詳細につきましてはパンフレットをご覧ください。

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田 131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目 20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目 23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目 1201-40 RAKO 華乃井ホテルバレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

LIFE *with* METROPOLITAN

やすらぎと華やぎが会う場所。



 HOTEL
METROPOLITAN
NAGANO JR-EAST

<https://nagano.metropolitan.jp/>



※画像はイメージです

ホテルメトロポリタン長野 **検索**

026-291-7000(代表)

経営者・役員・従業員とそのご家族の
安心の保障を準備するために
中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための
退職金準備に
特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
万一の保障
団体扱生命保険

団体扱* (月払)の場合、
一般扱 (口座振替月払等)で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに
業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 大樹生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585
<https://www.taiju-life.co.jp/>

長野営業部 026-226-2820
松本営業部 0263-35-8519
飯田営業部 0265-24-4980

諏訪営業部 0266-52-1356
あづみ野営業部 0263-84-0256
東御営業部 0268-64-5413

佐久営業部 0267-62-0358
上田営業部 0268-24-2755

大樹-KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)



金融を

超えて、

何ができるか。

PURPOSE

企業の未来を支えていく。日本を変化につよくなる。



人を思う。未来を思う。

商工中金

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11
諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6
松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27


TEL:026-234-0145
TEL:0266-52-6600
TEL:0263-35-6211

長野県の最低賃金

★ みんなチェック！ 最低賃金 ★

★「長野県最低賃金」(地域別が次のとおり改定されました。)

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

| 地域別最低賃金 | 時間額 | 効力発生日 | |
|-------------|-----------------------------|---------------|--|
| 長野県 最低賃金 | 円 908 改定前 877円 | 令和4年 10月1日 |  <p>★長野県最低賃金は、長野県内の事業場で働く、全ての労働者に適用されます。</p> |

★下記の産業で働く労働者には、それぞれの特定(産業別)最低賃金が適用されます。

(それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意下さい。)

| 特定(産業別)最低賃金 | 時間額 | 効力発生日 | 特定(産業別)最低賃金から適用除外され、長野県最低賃金又は他の特定最低賃金が適用されるもの | |
|---|-----------------------------|----------------|--|--|
| | | | 適用除外業種 | 適用除外者及び適用除外業務 |
| 計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業 | 円 945 改定前 916円 | 令和4年 12月14日 | 測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 | ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く)に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 円 956 改定前 927円 | 令和4年 12月16日 | ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業を除く)、計量器・測定器・分析機器・試験器・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 | |
| 各種商品小売業 (衣・食・住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない場合が該当します。) | 円 910 改定前 879円 | 令和4年 12月31日 | | ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの者 ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 |
| 印刷、製版業 | 850円 | 令和元年12月31日 | ※長野県最低賃金額908円が適用されます。 | |

- ※ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。
- ※ 適用除外業種欄は、長野県最低賃金が適用されるものと他の特定最低賃金が適用されるものがあります(長野労働局HPにて確認できます)。適用除外者及び適用除外業務欄は、長野県最低賃金が適用されます。
- ※ 技能実習制度における技能実習生は、特定(産業別)最低賃金の適用除外者の1つである「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」には該当しません。
- ※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

最低賃金とは…  業務改善助成金 

長野労働局

お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は
長野労働局 労働基準部 賃金室(電話026-223-0555)へ

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2022
12
No.553

第553号 令和4年12月10日発行
 発行人 井出 康弘
 発行所 長野県中小企業団体中央会
 長野市中御所岡田町 131-10
 長野県中小企業会館内4F
 TEL.026-228-1171
 印刷所 カシヨ株式会社

6つの取り組みで 働く人と雇用をサポート



1 離職する従業員の方の再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、構造改革のための早期退職募集に応じて離職を余儀なくされる従業員の方に、在職中からの再就職活動をサポートします。



2 人材を確保したい企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業様から、期待する能力や経験などのご要望を十分おうかがいした上で人材をマッチングします。



3 雇用を維持するための在籍型出向をサポート

経済環境の変化や感染症の影響などにより雇用過剰となった場合に、社員の雇用を守るための一時的な在籍型出向（雇用シェア）を活用することをサポートします。



4 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート

社員の人材育成や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。



5 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート

能力があり経験が豊富な60歳以上の高齢者の再就職をサポートします。在職高齢者だけでなく、離職後1年以内の高齢者の方も登録することができます。



6 社員のスキルアップや研修を目的とするセミナー

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスメント、コンプライアンスなどのセミナーを企業様のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。



※上記の1～5は無料でご利用いただけます。6は有料となりますが、質が高くリーズナブルな価格でのセミナーをご提案いたします。



公益財団法人 **産業雇用安定センター** 長野事務所

〒380-0921 長野市栗田2125 長栄長野東口ビル3階
Tel 026-229-0555 FAX 026-229-0333

【ご利用時間】9:00～17:00（土・日・祝日を除く）